

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'06 / 4

No. 108



あげお花しょうぶ祭り（上尾円山公園）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 建産連ニュース・目次

## 表紙写真説明

### 「あげお花しょうぶ祭り」

上尾丸山公園のハナショウブ田（約2,800㎡）には、約80種 1万株のハナショウブが咲き誇り、市民の目を楽しませてくれる。

期間は6月4日(土)～19日(日)で、市内の特産品の即売会も行われる。

◆ 巻頭言	東日本建設業保証㈱ 埼玉支店 .....	2
◆ 行政情報		
1.	平成18年度埼玉県当初予算概要と主要施策について .....	3
2.	県発注工事における入札制度改善などについて .....	8
3.	越谷市都市計画マスタープラン（改訂版）の概要について .....	15
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その105	
	—— 上尾市 —— .....	19
◆ 連合会の動き		
1.	建設業適正取引に関する講習会開催 .....	23
2.	理事会・委員会報告 .....	24
3.	建設生産システム合理化推進協議会開かれる .....	25
◆ 連載	愛すべき土木の人たち（その2）	
	—— 市川正三 —— .....	27
◆ 告知板		
1.	彩の国さいたま景観賞受賞作品の紹介 .....	33
2.	県企業局の工業団地について .....	37
3.	石綿健康被害救済制度について .....	38
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き .....	42
◆ 連合会日誌	.....	43
(財) 建設物価調査会案内広告	.....	44



# 巻頭言

## 安心して暮らせる街づくりを



浪内豊代

ご存知のように日本の国土は、周囲を海と山に囲まれた急峻な地形をしているため、台風による風水害や地震による被害も多く発生し、平成16年に豪雪地帯を襲った新潟中越地震では、多くの被災者が生地を追われ不自由な仮設住宅での生活を余儀なくされております。

そのような自然災害が起こるたびに私が心配するのが建設投資の減少です。建設投資は、社会資本整備の充実のために投下される資金のことであり、それが減少することで、社会資本整備のスピードが減速するのではないかと心配です。国土交通省の発表によりますと、平成4年度に84兆円あった建設投資は下降の一途を辿り、それをピークとして17年度は51兆円程度まで落ち込むと推測されております。

社会資本整備の国際比較を見ましても、下水道や道路、都市公園等、まだまだ整備が遅れているようですし、旅先などで街並みや道路等を目の当たりにした時も、実感として遅れを感じるのは私だけではないと思います。また、都市整備の遅れと犯罪率の因果関係を示す研究レポートもあると聞いております。

建設投資は、社会資本整備に貢献しているだけでなく景気浮揚策としても用いられ、また、雇用面でも効果があり、これまで建設産業は他産業の失業者の受け皿的役割を担ってきました。

このように、建設投資の減少が様々な面で社会に与える影響は大きく、今最も大切なことは、国民の暮らしを守るため、効率の良い社会資本の整備のあり方を議論していくことにあると思います。

最近、国内景気が緩やかな回復基調にあると報じられておりますが、私ども建設業界に目を向けますと依然として厳しい状況にあり、公共工事を取り巻く環境も、深刻な過剰供給構造や品確法、さらには改正独禁法の施行などの公共工事の入札契約制度改革に向けた取組みがなされ、今後の動向に目が離せないものがあります。

今後も私ども保証事業会社は、公共工事の前払金保証・契約保証を通じ、公共事業の一端に携わるものとして、国民が安全で安心した暮らしが送れますよう、建設業界の皆様と共に努力してまいりたいと思っておりますので、これまでも増して、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈東日本建設業保証(株) 埼玉支店長〉



# 行政情報

1

## 埼玉県18年度当初予算案

### 一般会計 1兆6831億円 (2.8%増)

### 公共事業費予算は1352億円

県の18年度当初予算(案)一般会計総額は、前年度当初比2.8%増の1兆6831億5200万円、特別会計と企業会計を含む総額は2兆1496億3368万円で同2.5%増となった。これに占める投資的経費は前年度比1.2%減の1847億9539万円で、直轄・国庫・県単を合わせた公共事業費予算は1352億円となった。

18年度の予算編成に際しては「安心安全元気予算」をキャッチフレーズに、必要性や効果の高い事業へ大胆にシフトし、より大きな成果を確実にあげる視点に立っている。

一般会計の2.8%の伸び率は過去7年間で最高となっており、12・16年度を除けばすべてマイナスだったことを考慮すると、積極的な予算編成となっている。

主要財源は県税が6338億円、地方交付税

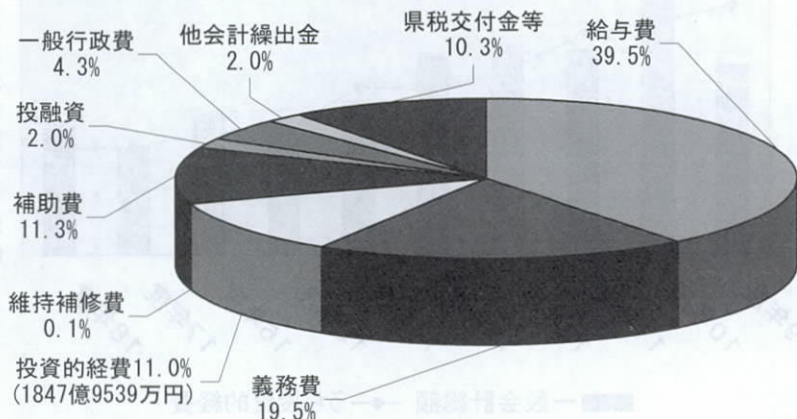
は三位一体改革により減ったものの2167億円、県債は前年度とほぼ同額の2747億円、財政調整基金が356億円となっている。

こうして確保した限られた予算は、県民生活の「安心・安全」、県内経済の元気、公共事業重点化、財政健全化などを柱に選択と集中を図った。

安心・安全の観点では、アスベスト撤去、大規模災害に備えた消防救急無線のデジタル化・共同化など、県内経済元気では、交通結節点の産業基盤づくりを、公共事業重点化では、知事公約の道路重点化(3.9%増)など、各分野を着実に進める。

分野別の主要施策のうち建設関連事業を見ると、「環境」では、滝沢ダム関連自然公園利用拠点施設に3億4000万円、石綿対策費12億円などが計上されている。

### 平成18年度一般会計予算案歳出性質割合



「福祉・健康」では、特別老人ホームの新設・増床促進に約27億6000万円を予算化した。

「人づくり・交流」では、県立高校再編整備に基づく整備費に11億円、南・北高等養護学校整備に32億2000万円、越谷養護屋内温水化プール設計費800万円、県立博物館再編整備に4億4000万円などが盛り込まれている。

「まちづくり・基盤整備」では、道路の防災対策として約36億円、河川砂防事業推進に419億円、県庁舎耐震化の地質調査および基本計画策定に5400万円、消防救急無線デジタル化・共同化整備計画策定に1300万円、交通安全施設整備に約32億円、上尾警察庁舎の建替に総額45億円（18年度は約6億円）、道路交通網整備推進に222億円、交差点のスピードアップ100プランに53億6000万円を予算化した。さらに、土地区画整理による整備促進に約52億5000万円、市街地再開発事業に14億3000万円、県営公園整備に56億7000万円、美しいむらづくりの促進費に35億6000万円、県営住宅整備・新住宅マスタープラン策定などに94億6000万円を計上した。

「埼玉の発展を支えるプロジェクト展開」では、本庄新都心土地区画整理事業推進に4億8000万円、利根川右岸流域下水道整備に28億3000万円、つくばエクスプレス沿線地域整備促進に54億3000万円が盛り込まれた。

一方、公営企業会計では、新三郷浄水場高度処理施設建設に162億円が設定され、新年度は1億4400万円です業に着手する。

部局別の建設関連の主な事業は次の通り（万未満切り捨て）。

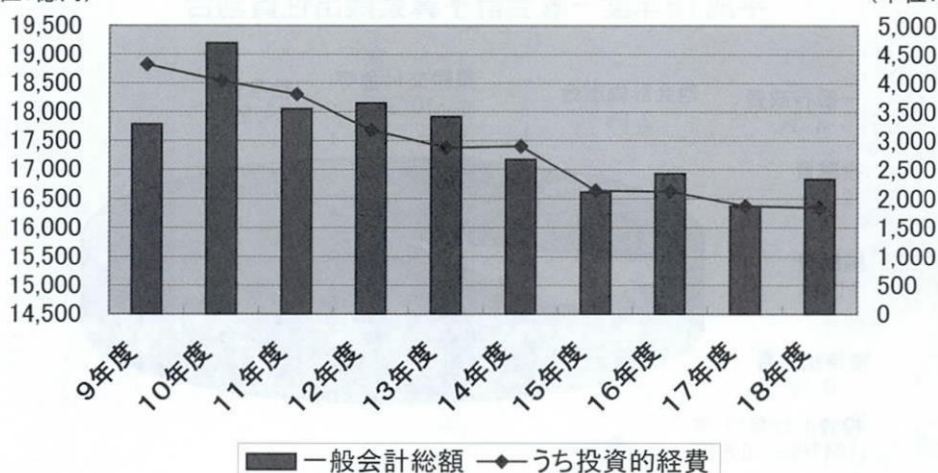
#### 【県土整備部】

▽治水対策の推進	235億77万円
▽土砂災害防止対策	13億7470万円
▽河川防災情報化戦略の推進	4億1070万円
▽洪水ハザードマップ作成の支援	600万円
▽老朽橋更新・緊急10カ年プランの推進	2億9350万円
▽身近な道路の安全・安心確保	359億113万円
▽交通事故対策のための交差点改良	53億6900万円
▽道路交通網整備促進	222億9025万円
▽道路整備マスタープランの策定	300万円

一般会計予算  
(単位:億円)

過去10年間の県一般会計予算の推移

投資的経費  
(単位:億円)





▽景観アクションプランの推進 857万円  
 ▽花でもてなす埼玉のみちの整備 2048万円  
 ▽自然や人にやさしい水辺づくり 7億934万円

▽花とみどりに囲まれた県営公園の整備 56億7592万円  
 ▽埼玉スタジアム2002公園の施設整備 4892万円  
 ▽埼玉スタジアム・スポーツクラブの運営 1098万円

【都市整備部】

▽住宅・建築物の耐震改修の促進 902万円  
 ▽土地区画整理事業による整備促進 52億5533万円  
 ▽市街地再開発事業による整備促進 14億3254万円  
 ▽安心・安全の公園づくり 6215万円  
 ▽住まいの安心リフォーム・防犯対策の推進 375万円  
 ▽質の高い住まいづくりと住環境の整備 94億7001万円  
 ▽地域福祉居住支援の推進 2411万円  
 ▽田園都市産業ゾーン 829万円  
 ▽関東の顔となるさいたま新都心づくり 2億9200万円  
 ▽本庄新都心土地区画整理事業の推進 4億8000万円  
 ▽つくばエクスプレス沿線地域整備の推進 54億3755万円  
 ▽全県下水道化の推進 559億8381万円

【総合政策部】

▽地下鉄7号延伸線調査 1700万円  
 ▽埼玉新都市交通の利便性向上 1億8186万円  
 ▽埼玉高速鉄道の経営基盤強化 32億9536万円  
 ▽つくばエクスプレス建設促進 2億5112万円  
 ▽見沼田圃保全・活用・創造事業 4億6814万円  
 ▽市町村に対する総合的な助成 111億3183万円  
 ▽市町村合併推進構想策定 108万円  
 ▽新たな総合計画の策定 1607万円

【総務部】

▽県庁舎整備地質調査・基本計画策定 5382万円  
 ▽IT施策推進事業 2億6858万円

埼玉県18年度当初予算案の内訳

一般会計歳出款別

(単位：千円、96)

款別	平成18年度		平成17年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	3,105,927	0.2	3,126,338	0.2	△ 20,411	△ 0.7
総務費	84,647,336	5.0	86,336,564	5.3	△ 1,689,228	△ 2.0
民生費	197,715,897	11.8	179,382,887	11.0	18,333,010	10.2
衛生費	51,913,389	3.1	51,763,081	3.2	150,308	0.3
労働費	4,029,495	0.2	4,696,017	0.3	△ 666,522	△ 14.2
農林水産業費	29,912,664	1.8	31,786,972	1.9	△ 1,874,308	△ 5.9
商工費	15,144,327	0.9	15,196,747	0.9	△ 52,420	△ 0.3
土木費	183,897,384	10.9	188,376,455	11.5	△ 4,479,071	△ 2.4
警察費	140,864,447	8.4	137,681,211	8.4	3,183,236	2.3
教育費	539,323,641	32.0	528,640,065	32.3	10,683,576	2.0
災害復旧費	29,920	0.0	229,370	0.0	△ 199,450	△ 87.0
公債費	272,122,021	16.2	257,880,165	15.8	14,241,856	5.5
諸支出金	159,945,552	9.5	151,051,128	9.2	8,894,424	5.9
予備費	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合計	1,683,152,000	100.0	1,636,647,000	100.0	46,505,000	2.8



**【環境部】**

- ▽彩の国資源循環工場第Ⅰ期事業の整備運営 1億9923万円
- ▽彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の推進 3613万円
- ▽ごみ処理広域化計画の策定 460万円
- ▽大気環境石綿対策の推進 3408万円
- ▽廃棄物処理透明化の推進 500万円
- ▽滝沢ダム関連自然公園等施設の整備 3億4200万円
- ▽都市の緑の保全と創造 1863万円

**【福祉部】**

- ▽特別養護老人ホーム整備促進 27億3500万円
- ▽子育てコバトンプランの推進 1億811万円
- ▽子どもの心のケアハウスの整備 1億4610万円

**【産業労働部】**

- ▽元気の出る商店街サポート事業 2837万円
- ▽安全・安心な商店街づくり支援事業 1500万円
- ▽産学交流プラザ管理運営 1億477万円
- ▽圏央道インターチェンジ周辺産業集積促進事業 549万円
- ▽地域振興ふれあい拠点施設整備 2459万円

**【農林部】**

- ▽土地改良事業計画等調査 6140万円
- ▽修繕・更新整備計画（マスタープラン）の策定 2781万円

- ▽木質バイオマスエネルギー利用促進事業 7060万円
- ▽森循環利用推進事業 5986万円
- ▽農道整備事業 3億9059万円
- ▽農村生活環境整備 41億7135万円
- ▽治山事業 7億6745万円
- ▽森林管理道整備事業 9億1444万円
- ▽山村振興対策事業 1億2895万円
- ▽中山間地域総合整備事業 3億4700万円

**【危機管理防災部】**

- ▽消防学校の施設整備 4億8561万円
- ▽消防救急無線のデジタル化・共同化の推進 226万円

**【教育局】**

- ▽県立高校再編整備計画推進 11億694万円
- ▽県立高校大規模改修 27億3828万円
- ▽県立高校エレベータ等設置 8392万円
- ▽快適ハイスクール施設整備 13億729万円
- ▽県立体育館整備 3億8077万円
- ▽県立高校等アスベスト対策 3億3837万円
- ▽県立高校焼却炉撤去解体 6406万円
- ▽新生県立博物館整備推進 2億8977万円

**【企業局】**

- ▽大久保浄水場沈砂池関連整備 30億2090万円
- ▽吉見浄水場危機管理施設整備 31億6028万円
- ▽吉見浄水場環境整備 16億8354万円

**特別会計・公営企業会計（建設関連）**

（単位：千円、％）

会 計 名	平成18年度	平成17年度	比較増減	伸 び 率
用 地 事 業	11,453,486	8,531,160	2,922,326	34.3
流域下水道事業	55,958,316	56,717,644	△ 759,328	△ 1.3
県営住宅事業	18,864,568	17,775,496	1,089,072	6.1
病院事業	38,277,824	39,306,649	△ 1,028,825	△ 2.6
電気事業	1,791,629	1,697,379	94,250	5.6
工業用水道事業	5,133,326	3,037,560	2,095,766	69.0
水道用水供給事業	84,724,166	76,831,100	7,893,066	10.3
地域整備事業	19,560,357	20,643,958	△ 1,083,601	△ 5.2

▽高倉中継ポンプ所拡張整備 4億5608万円  
 ▽新三郷浄水場高度浄水施設整備  
 162億8354万円  
 (以上金額は総事業費)  
 ▽滝沢発電所建設 3億9500万円  
 ▽浄水方法最適化検討調査 4671万円  
 ▽工業団地の造成・分譲 11億4973万円  
 ▽産業団地整備支援 7588万円

▽交番、駐在所整備 4億3746万円  
 (債務負担行為)  
 ▽緊急市町村道安全対策 2億2595万円  
 ▽交通安全施設整備 24億7063万円  
 ▽人にやさしい道路交通環境づくりの推進  
 7億2994万円

【病院局】

▽循環器・呼吸器病センター・省エネ改修  
 2億4545万円  
 ▽県立病院施設改修 5億4171万円

【県警本部】

▽上尾警察署庁舎建設 5億9699万円  
 ▽機動センター仮庁舎建設 7億9117万円  
 (債務負担行為)

18年度 県土整備部の予算規模

会 計	予算額 (万円)	伸び率 (%)
一 般 会 計	13,353,046	0.3
用地事業特別会計	1,145,348	34.3
合 計	14,498,394	0.2

公共事業予算 (直轄事業費負担金を除く)

事 業	予算額 (万円)	伸び率 (%)
道 路	4,894,709	1.1
補 助	1,975,910	△ 6.0
単 独	2,918,799	6.5
街 路	929,630	△ 5.1
補 助	321,900	△ 37.2
単 独	607,730	30.1
河 川	2,326,293	△ 7.1
補 助	1,966,620	△ 7.1
単 独	359,673	△ 7.2
合 計	8,150,632	△ 2.1

## 行政情報 2

# 県発注工事における入札制度の改善と 総合評価落札方式試行要綱・運用指針について

埼玉県 総務部 入札企画室

## 県発注工事における入札制度の改善について

県における入札契約制度の改善にあたっては、入札における競争性、透明性、公正性を高めるなど適正な競争環境を整備し、改善に努めてきているところである。

このたび、県発注工事における適正な競争環境の一層の整備を進めるとともに、品質や施工の安全性の確保と本県建設産業のさらなる支援を図るため、以下の方策について実施することとする。

### I 適正な競争環境の一層の整備

#### 1 設計額の事後公表の試行

設計額については、平成10年9月1日より段階的に事前公表を実施してきたところである。しかし、この設計額が目安となって競争が制限されているという指摘もあることから、今後、入札における適正な競争をより一層促すとともに、不良・不適格者を排除するため、電子入札を実施する一部の案件でつぎのとおり設計額の事後公表を試行する。

##### (1) 対象案件

電子入札を実施する次に掲げる調達案件

設計額（税込み）

区分	工 事	委託（建設工事に係る設計・調査・測量、土木施設維持管理）
①	1億円以上	1,000万円以上
②	5,000万円以上	800万円以上

##### (2) 施行時期

(1)の対象案件の区分に応じ次に掲げる日以降公告をし、又は指名通知等を行うものから適用する。

区分	施 行 時 期
①	平成18年4月3日
②	平成18年10月2日



## II 品質や施工の安全性確保と本県建設さらなる支援

### 1 工事における最低制限価格制度の試行の継続及び適用範囲の拡大

最低制限価格制度については、品質や施工の安全性確保の観点から、平成16年5月6日以降に指名通知を発するものから、設計金額5,000万円未満のすべての工事において試行してきたところである。

この間、制度の対象外の工事（設計金額5,000万円以上）においては、調査基準価格を下回る入札が増加している。極端な低価格による受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、工事の手抜きや下請へのしわ寄せ等が懸念されることから、品質や安全性を確保する上でも、断固としてこれを排除する必要がある。

このため、つぎのとおり最低制限価格制度の試行範囲を拡大することとする。

#### (1) 最低制限価格制度の適用範囲

設計金額5,000万円未満のすべての工事において試行している最低制限価格制度を、原則としてすべての工事に適用する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（平成18年1月23日付け総務省自治行政局長通知により、平成18年度及び平成19年度は24億1,000万円以上の建設工事の調達契約）、単価契約及び随意契約は除く。

	現 行	改 正
最低制限価格制度適用工事	設計金額5,000万円未満の工事（単価契約及び随意契約によるものを除く。）	原則として全ての工事（「特例政令」の規定が適用される調達契約、単価契約、随意契約を除く。）

#### (2) 施行時期

平成18年4月3日以降公告をし、又は指名通知等を行うものから適用する。

### 2 建設工事に係る設計、調査等業務委託における低入札価格調査制度の試行

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託においては、近年、発注件数の減少に伴い競争が激化し、著しい低価格による落札件数が増加の傾向にある。このような低価格による落札は、適正な履行を困難にし、成果品の質の低下、ひいてはそれらの成果品に基づく公共工事の品質低下を招くおそれがある。

このため、つぎのとおり建設工事に係る設計、調査、測量業務委託において低入札価格調査制度を試行することとする。

#### (1) 試行対象案件

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託のうち設計金額800万円以上の業務委託

#### (2) 施行時期

平成18年4月3日以降公告をし、又は指名通知等を行うものから適用する。

# 埼玉県建設工事総合評価落札方式試行要綱

(平成15年4月1日施行)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事の請負契約において、価格及びその他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、所管部局長が選定する。

## (学識経験者の意見の聴取)

第3条 所管部局長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## (総合評価の方法)

第4条 所管部局長は、対象工事の目的に応じ、工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法を定めるものとする。

## (落札決定基準)

第5条 発注機関の長は、前条で定めた評価項目及び評価の方法に基づき、入札において落札者を決定するための基準（以下「落札決定基準」という。）を定めるものとする。

## (参加資格者等への通知)

第6条 発注機関の長は、対象工事の入札に当たり、入札参加申込に必要な書類及び落札決定に関する評価の方法、その他必要な事項について、あらかじめ入札公告又は指名通知等に明記し、一般競争入札又は公募型指名競争入札にあつては入札参加希望者、意向反映型指名競争入札にあつては意向確認対象者、その他の指名競争入札にあつては入札参加の指名をする者に周知するものとする。

- 2 発注機関の長は、一般競争入札又は公募型指名競争入札にあつては対象工事の入札に参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）、意向反映型指名競争入札又は通常の指名競争入札にあつては入札参加の指名をする者に対して、評価項目に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する技術提案（以下「VE提案」という。）のための書式及び書類の作成要領等を明示し、所定の期限までに評価項目に係る技術的な審査に必要な資料の提出を求めることができる。

なお、本通知は、特に支障がない限り、前項の通知と併せて行うことができる。

## (性能等に係る技術審査及び審査結果の通知)

第7条 発注機関の長は、参加資格者が提出したVE提案を所管部局長に進達するものとする。

- 2 所管部局長は、V E提案の採否を審査するための組織（以下「技術審査会」という。）を設置するものとする。
- 3 所管部局長は、技術審査会に諮り、V E提案の採否を決定する。
- 4 本庁課室長は、V E提案の採否の決定について、発注機関の長に通知するものとし、採用できないものについては、その理由を付すものとする。
- 5 発注機関の長は、V E提案の採否の決定について、入札参加者に通知するものとし、採用できないものについては、その理由を付すものとする。

#### （落札者の決定）

第8条 入札の執行者は、入札者に価格及び性能等に係る提案値（以下「提案値」という。）をもって申込みをさせ、落札者決定基準に基づき落札者を決定する。

#### （性能等の担保）

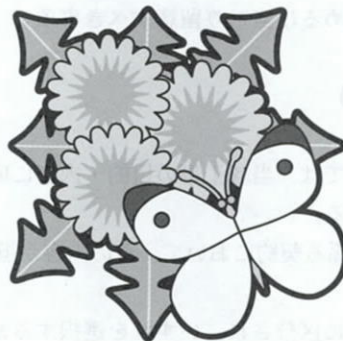
第9条 発注機関の長は、工事完成後における性能等を担保するため、入札で提示された提案値及び工事完成後において、提案値が満足できなかった場合の対応について、契約書に明記する。

#### （現行規程の効力）

第10条 この要綱に特別の定めがない限り、現行の諸規程は従来どおり適用される。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。





# 埼玉県建設工事総合評価落札方式試行要綱運用指針

(平成15年4月1日施行)

本指針は、県が総合評価落札方式により入札を執行する場合の、事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項をとりまとめたものである。

## 1 第2条関係 (対象工事)

所管部局長は、対象工事の選定において、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進捗が著しい工事、又は施工方法等に関して固有の技術を必要とする工事で次に掲げる条件のいずれかに該当する工事の中から選定する。

- ア 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）により、工事価格に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- イ 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- エ その他総合評価落札方式に適合すると知事が認めた工事

## 2 第3条関係 (学識経験者の意見の聴取)

所管部局長は、次の各号に掲げる場合に並び、「彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会」（事務局は、総務部入札企画室）の意見を聴かなければならない。

- ア 総合評価落札方式による入札を行おうとするとき  
総合評価落札方式による入札を行うことの適否
- イ 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が埼玉県にとって最も有利なもの決定
- ウ 落札者決定基準を定めようとするとき  
当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

## 3 第4条関係 (総合評価の方法)

### (1) 評価項目の設定

- ア 評価項目の設定に当たっては、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から設定するものとする。
- イ 評価項目は、当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとする。

### (2) 評価の方法

- ア 評価項目は、以下の2つに区分され、いずれを選択するかは、工事ごとの特性や周辺状況を勘案し、設定評価するものとする。

(ア) 必須評価項目

総合評価管理費を計上する項目。(貨幣換算を行う必要がある。)

(イ) 必須以外評価項目

総合評価管理費を計上しない項目。

イ 前項で定めた項目に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じた得点(以下「加算点」という。)を与える。

ウ 複数の評価項目を設定した場合、各項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

エ 補償費等の支出額等を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

オ 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

#### 4 第5条関係(落札決定基準)

(1) 入札者に価格及び提案値をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「総合評価の方法」によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

イ 入札に係る性能等が、入札公告又は指名通知(これらに係る入札説明書等を含む。)において明らかにした性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち、最低限の要件をすべて満たしていること。

エ 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(複数の評価項目を設定した場合は、その合計点)を、予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

#### 5 第6条関係(参加資格者等への通知)

(1) 発注機関の長は、次の事項について、可能な限り入札公告又は指名通知等に明記する。

ア 落札決定に当たっては、総合評価による旨

イ 入札の評価の基準となる評価項目

ウ 評価項目の内容(定量的に評価する範囲(上限値等)を示すことができるものについては、当該数値)及び入札者の提示する性能と、その評価に応じ与える得点の関係

エ 性能等に関わる提案が履行できなかった場合の処置

(2) 発注機関の長は、次の事項について、参加資格者又は入札参加の指名をする者に通知する。

ア 性能等に係る技術提案(以下「VE提案」という。)の提出方法等

(ア) 参加資格者は、VE提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書(以下「VE提案書」という。)を提出すること。また、VE提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画を提出すること



ができること。

(イ) 設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に係るV E提案を、適正と認めることにより、請負者の責任が軽減されるものではないこと。

(ウ) V E提案の採否の結果は通知により行うものとし、当該提案が適正と認められない場合は、その理由を付すこと。

(エ) V E提案に係る費用は、すべて提案を行う者の負担とすること。

イ 資料説明会を開催する場合は、その旨

ウ 性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、当該試験の実施内容・方法等

エ 施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施する場合は、その旨

## 6 第7条関係（性能等に係る技術審査）

(1) 技術審査会は、次の各号に掲げる事項の中から対象工事の特性等を勘案し、必要な項目について審査し、V E提案の採否を決定するものとする。

ア 性能等の確保（工事目的物の性能・機能等の向上が図られた工法であるか）

イ 経済性の有無（コスト縮減の効果が期待されるか）

ウ 確実性の有無（契約を履行するうえで、施工計画に確実性があるか）

エ 安全性の確保（施工の安全性が図られているか）

オ 品質管理（材料の品質が確保されているか）

カ 汎用性の有無（他の工事への普及が可能か）

キ その他 性能等の評価に必要な事項

(2) V E提案の審査に当たっては、全ての参加資格者に共通の基準で行うこととし、特定の提案者の評価に特定の方法を用いないものとする。

また、必要に応じ、審査前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。

(3) 技術審査に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

## 7 第9条関係（性能等の担保）

(1) 落札者の提示した提案値については、契約書に明記し、その履行を確保するものとする。

(2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約書に記載された性能等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き継続する旨を契約書に明記する。

(3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額又は損害賠償等を行い、再度の施工が可能な場合には、再度の施工の義務及びその方法を契約書に明記する。



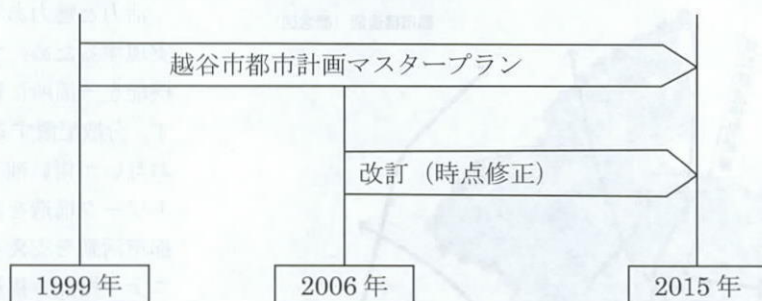
## 越谷市都市計画マスタープラン(改訂版)の概要について

(『自然と調和した秩序ある安全なまちづくり』を目指して)

越谷市 都市整備部 都市計画課

## 1. はじめに

越谷市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の将来の都市像やまちづくりに関する基本的な方針として平成10年度に定められました。平成16年度に埼玉県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定したことにより、これを受けて平成17年度に改訂を行いました。計画の期間は、概ね2015年頃としています。



## 2. 市街地の成り立ち

本市は日光街道の宿場町として栄え、日光街道沿いに市街地が形成されていました。昭和37年に東武鉄道伊勢崎線に営団地下鉄日比谷線が相互乗り入れを始め、東京都心部との連絡性が高まり、急激な人口増加と市街化が、市域を南北に走っている東武鉄道伊勢崎線を中心に進んでいきました。現在は、東武鉄道沿いに市街化区域(面積約2,872ha、市域面積の約47.6%)があり、それを取り囲むように市街化調整区域(面積約3,159ha、市域面積の約52.4%)が指定されています。

## 3. 将来都市像

市のまちづくりとして第3次越谷市総合振興計画基本構想において「水と緑と太陽に恵まれたふれあい豊かな自立都市」を将来像としています。また、本計画の都市づくりの理念として、「安全性」に包まれ、「利便性」に満ち、「快適性」にあふれ、一人ひとりが人間として尊重される心豊かな生活と文化を創造する個性ある広域中核都市の形成をめざす。としています。これらから、都市計画マスタープランの将来都市像を「自然と調和した秩序ある安全なまちづくり」として、都市づくりの目標としています。

将来都市像

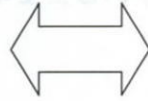
自然と調和した秩序ある安全なまちづくり

#### 4. 全体構想・地区別構想

本計画は全体構想と地区別構想により構成し、関連性をもってまちづくりを進めています。

**【全体構想】**

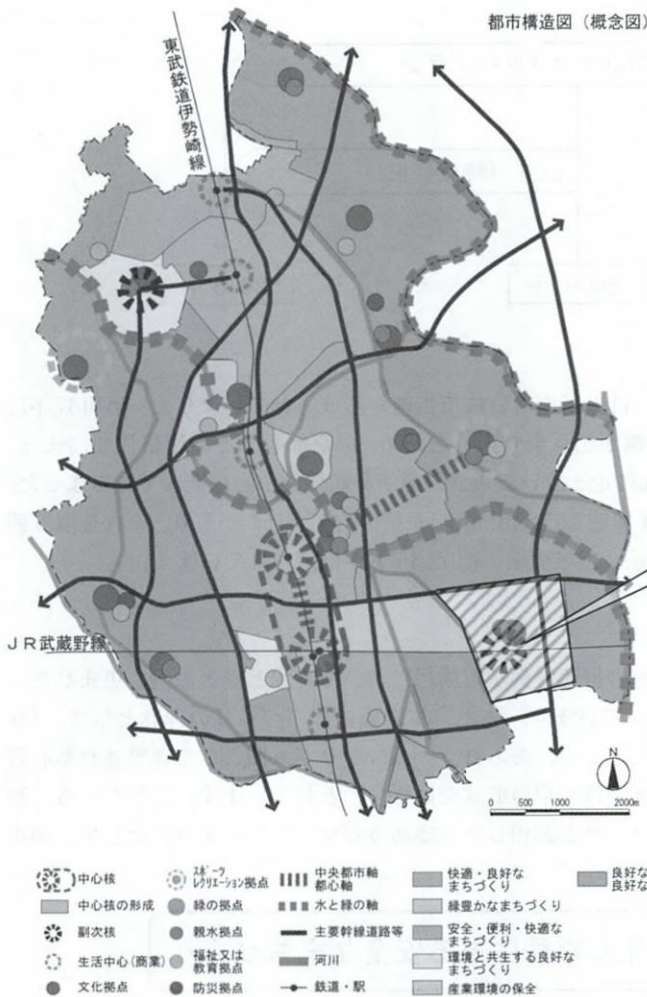
- 計画の前提
- 都市整備の目標
  - ・ 都市づくりの理念と目標
  - ・ 将来都市像
  - ・ 都市構造
- 都市整備の方針
  - ・ 土地利用・都市施設整備
  - ・ 都市環境形成・都市景観形成
  - ・ 都市防災・市街地整備
- 計画の推進に向けて



**【地区別構想】**

- 地区の将来像
- まちづくりの方針

#### 5. 都市づくり



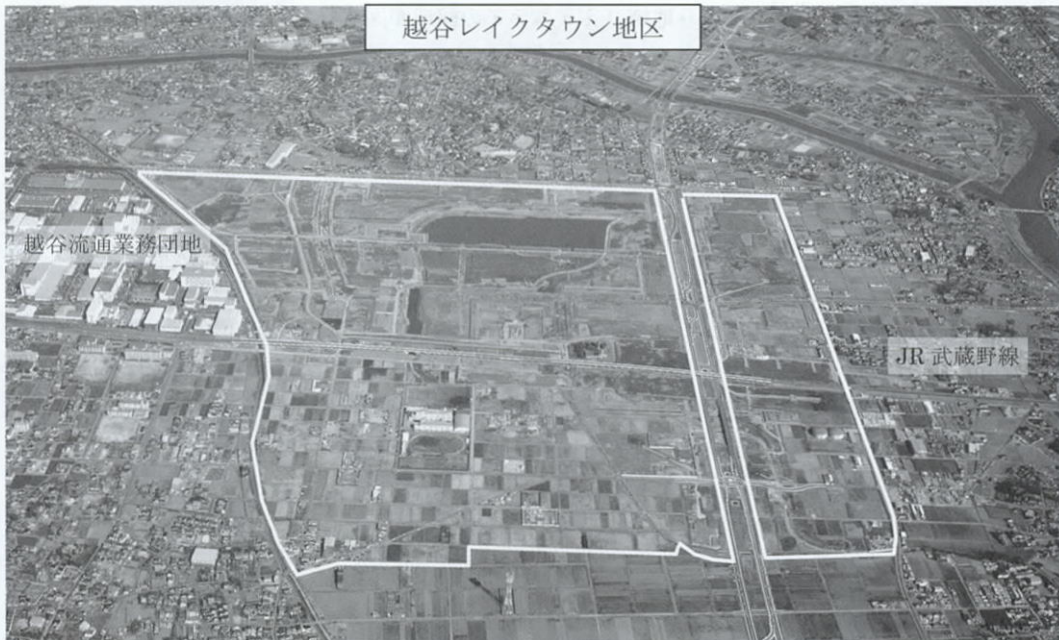
活力と魅力ある都市生活を  
実現するため、すべての都市  
機能を一箇所に集中立地させ  
ず、分散配置することにより、  
お互いが相い補う多核型ネッ  
トワーク構造を基本として、  
都市活動を支える拠点・アメ  
ニティ拠点・福祉又は教育拠  
点・防災拠点を適正に配置し  
ます。主要な道路沿道の土地  
利用と建築物のデザインや植  
栽等に配慮した

越谷レイク  
タウン地区

た拠点相互をつなぐ魅力ある  
都市軸・河川沿いについては自然と親しめる水と緑の軸を基本に構成  
します。さらに、総合的で調和のとれた土地利用を図るため、市街地を5つに、農地・  
集落地は2つにゾーニングし、土地利用をとの整合を保ちつつ、幹線道路・鉄道・バス交  
通の充実を図っていきます。

以上のまちづくりの骨格を踏まえて、市街化区域を住居



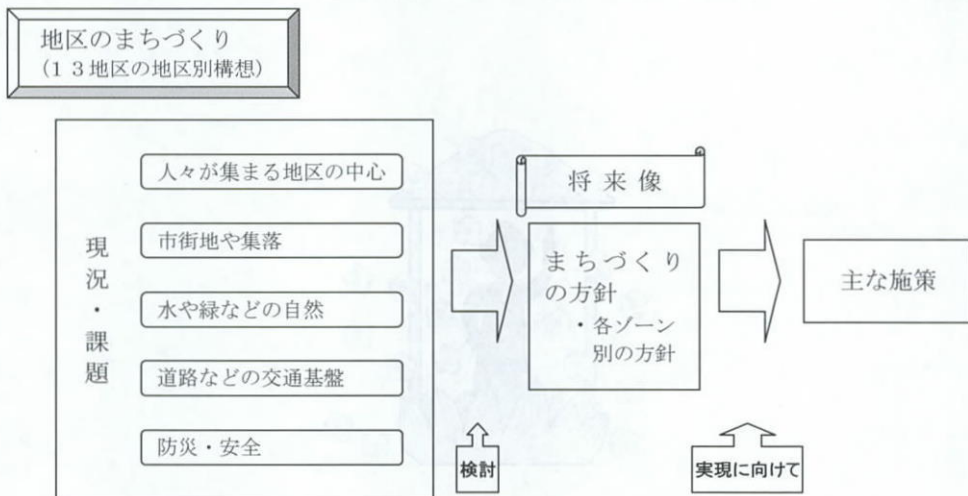


系土地利用、商業・業務系土地利用・工業系土地利用・主要沿道市街地・新複合拠点市街地、市街化調整区域を農地・集落地等に分け土地利用を図るとともに、交通施設整備、公園・緑地整備、河川整備、下水道施設整備等を図っていきます。

市の東南に位置する越谷レイクタウン地区は、市の副次核と位置付け、大規模調節池の整備、広大な水面を利用した住宅地の形成、新駅を誘致する等、新複合拠点市街地として、平成19年度中のまちびらきを目標に現在事業中です。

## 6. 地区別のまちづくり

地区の活動は、地区センター（公民館）を拠点に地区の特色を活かしながら地区毎に様々な文化活動やスポーツレクリエーション活動が展開されています。活動は、地区コミュニティ推進協議会





を中心として諸団体等の連携により地域コミュニティの醸成が図られています。

地区コミュニティ推進協議会を中心として、地区まちづくり会議を開催し、都市計画マスタープランへご意見等をいただきました。地区別構想は地区まちづくり会議のご意見等を踏まえて、活動の区域である13地区のまちづくりを定めています。

## 7. 今後に向けて

将来都市像である「自然と調和した秩序ある安全なまちづくり」を目指して、快適で安心して暮らせるふるさとづくり、資源・エネルギー循環型都市づくり、水と緑のネットワークづくり、魅力と活力ある市の顔づくりと拠点づくりを都市整備の目標として、段階的に都市整備を進めていきます。都市整備に当たっては、市民との協働のまちづくりを基本として、市民・企業・行政のパートナーシップによる創造的なまちづくりの推進、地域特性を活かしたまちづくりの推進、庁内体制の強化、広域的な行政及び関係機関との連携を図り、まちづくりを行っていきます。



## 「21世紀を展望したまちづくり」

## 第4次上尾市総合計画後期基本計画

## みんなでつくる

## いきいき都市 あげお の実現を目指して

上尾市長  
新井 弘治

## ○ 上尾市の概要

本市は、埼玉県南東部に位置し、地勢は、西境に荒川、東境に綾瀬川、原市沼川、中心部に鴨川、芝川が平行して流れており、起伏の少ない平坦な地形です。

昭和30年1月1日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町となり、3年後の昭和33年7月15日の市制施行により上尾市が誕生しました。

国民体育大会の主会場となった昭和42年ごろから、人口が急激に増加し、昭和45年の国勢調査では人口増加率102.3パーセントと市としての全国一の伸び率を記録しました。

昭和58年には上尾駅東口駅前再開事業が竣工、昭和59年には東北・上越新幹線の開業に併せ、ニューシャトル沼南・原市駅が開設、昭和63年にはJR高崎線の北上尾駅の開設など、著しい変化がみられました。平成10年には、市制施行40周年を迎え上平公園内に上尾市民球場がオープンし、市内循環バス「ぐるっとくん」の運行を開始、平成14年には全国ではじめて小学校1年生で30人学級を実施しました。さらに、平成15年には市制施行45周年を記念し、ISO9001の認証取得や市民の長年の懸案であった「上尾伊奈斎場つつじ苑」がオープン、平成16年には市民サービスの向上を目的に「土日開庁」を実施するなど、「あなたに げんきを おくるまち」をキャッチフレーズに市の将来都市像である「みんなでつくる いきいき都市 あげお」を目指し、首都圏の一翼を担う人口22万人有余を擁する中核都市として発展を続けています。

## ○ 上尾市総合計画後期基本計画策定の背景

我が国及び上尾市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。21世紀を迎えた今日、これまでの「環境との共生」を視点としたまちづくりを継続するとともに、バブル経済崩壊後の長引く経済不況の中、高度成長型のまちづくりを見直し、多様化する市民ニーズを的確に捉えた着実なまちづくりへの対応が急務となっています。また、地方分権の推進や少子・高齢社会の到来、高度情報化、国際化などさまざまな分野の変化によって、これまでの「量的な要請」から、豊かさやゆとりといった「質的充実」への対応が求められています。これからの時代は、個々の自治体が地

域経営の主体として自己責任、自己決定のもと、市民のニーズに応えるよう、限られた財源を有効利用し、自立的な地域形成と市民生活の向上を図っていく必要があります。

そのため、21世紀の上尾市の行政指針として、地方自治の本旨に基づき「市民主体の市民とともに進めるまちづくり」を基本姿勢とし、平成22年（西暦2010年）を目標年度とする第4次総合計画の「基本構想」並びに前期5年間の「基本計画」を策定し、本市の将来像である「みんなで作る いきいき都市 あげお」を目指し、様々な施策を総合的かつ計画的に実施してまいりました。このたび、前期基本計画を見直すとともに新たに後期5年間の「後期基本計画」を策定し、本市の将来像の実現に向け、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、協働によるまちづくりに取り組んでいくものとします。

## 第4次上尾市総合計画後期基本計画の概要

基本計画は、基本構想で明らかにされた都市の将来像の実現に向けて、その課題と施策をさらに体系的に現実のものにしていく計画です。

基本構想の目標年次である平成22年度までの期間を前期、後期に分け、前期基本計画の計画期間を平成13年度から平成17年度までを計画期間とする前期基本計画を見直し、平成18年度から平成22年度までの後期基本計画を策定しました。

### ● 施策の大綱

本市の将来像を実現するための施策の大綱を次のように定めます。





## ● 重点プロジェクト

21世紀を迎えて時代の変化はさらに速度を増し、価値観の多様化や少子・高齢社会の到来、情報化社会、地方分権の進展などにより、市民の望む地域社会像も大きく変化してきています。

このような時代にあって、「みんなで作る いきいき都市 あげお」の実現を目指す本市は、「まちづくりの主体は市民」という自治の原則を貫き、市民と行政が新たなパートナーシップにより協働で、心豊かな活力ある、住みやすく、住み続けたい、誇れる上尾市を築くため、長期的・横断的に取り組む施策を「重点プロジェクト」と位置づけ、各分野の施策を総合的に実施することとします。

### 1. 思いやり市民づくりプロジェクト

子どもがすくすく育ち、子どもからお年寄りまで、心安らかに誇りを持って暮らせる、やさしさと思いやりにあふれた未来の上尾市を目指すものです。

### 2. 安らぎ空間づくりプロジェクト

都市生活の上で欠かせない貴重な緑の保全・創出と、上尾市の特徴を活かした環境にやさしい都市づくりと、市民生活の最も基本となる、安心で安全に暮らせるまちの実現を目指すものです。

### 3. わくわく生活づくりプロジェクト

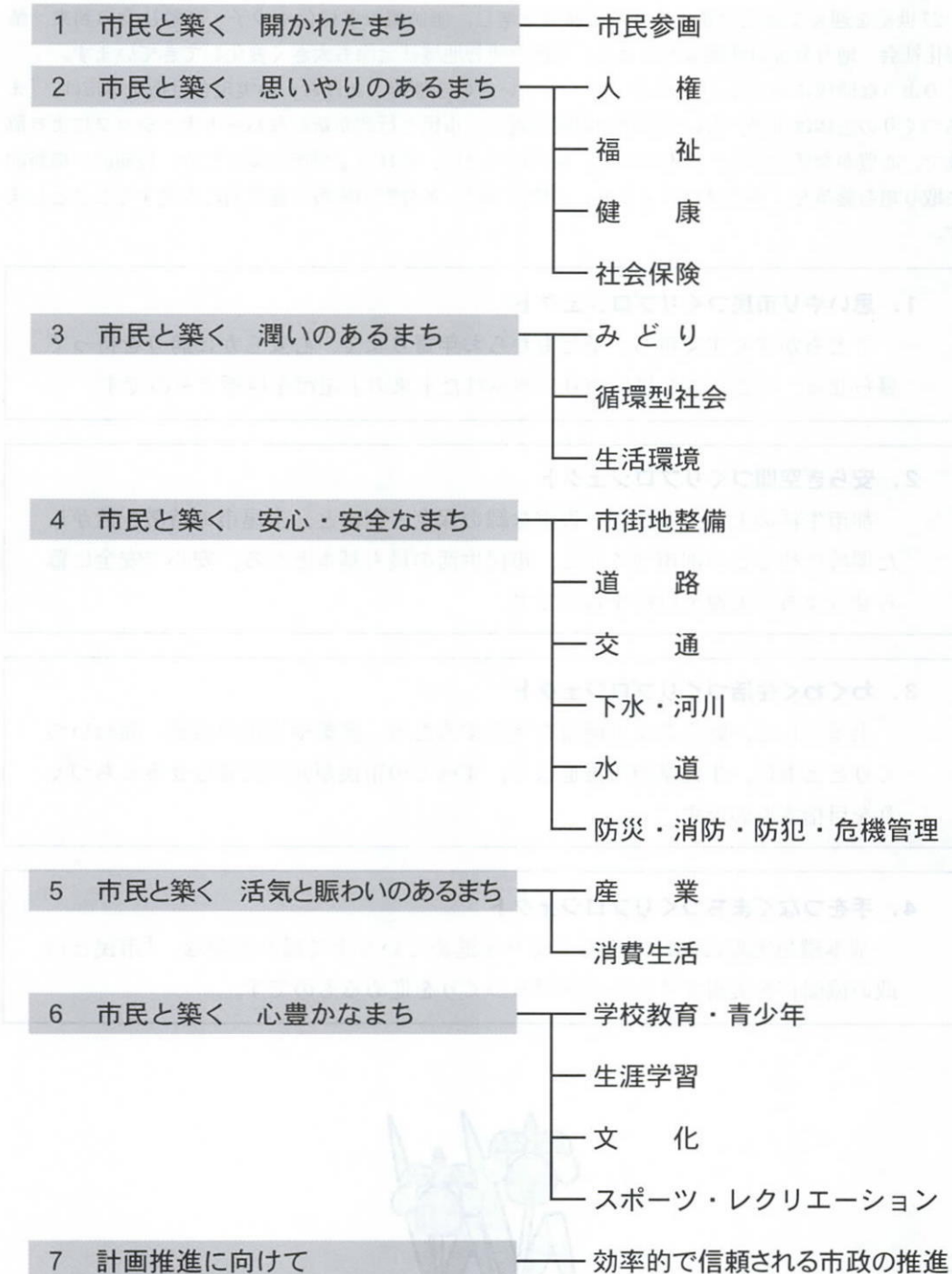
上尾らしさ、魅力ある上尾市を実現するため、産業や文化の振興、賑わいづくりとともに、生涯学習の推進など、すべての市民が元気に暮らせるまちづくりを目指すものです。

### 4. 手をつなぐまちづくりプロジェクト

基本構想実現に向けてまちづくりを進めていく上で最も重要な、「市民と行政の協働」を実現するための仕組みづくりを進めるものです。



## ● 目標別計画



# 連合会の動き

## 加盟団体から240人が受講 建設業の適正取引に関する講習会

当建産連、埼玉県建設業協会、建設業適正取引推進機構の共催による「建設業の適正取引に関する講習会」が2月22日午後1時30分から、埼玉建産連会館大ホールにおいて開催され、加盟各団体から約240人が受講した。

講習会に先立ち、主催者を代表してあいさつに立った埼玉県建設業協会の関根会長は、「1月4日から改正独占禁止法が施行され、国土交通省では法令違反に対する罰則を強化、法令遵守による企業行動の適正化が重要課題となっている折、大手ゼネコン5社が昨年未に入札談合など違法行為の徹底排除に向け申し合わせたことが波紋を呼び、今後の動向が注目されている。私ども建設業協会では、法令違反に関し、企業存亡リスクが高まっている折から、先日の役員会において、改正独占禁止法の遵守をはじめ制度理解や適切な対応などを改めて会員に徹底していくことを確認したところ」と、危機感を訴え、講習会の開催が法の遵守についてさらなる意識高揚の場となるよう期待した。

講義は、「独占禁止の遵守」について建設業適正取引推進機構の宮崎紀男・相談指導部長が担当、改正法のあらましと最近の運用状況について講演した。

引き続き、「建設業をめぐる最近の話題」について、国土交通省関東地方整備局建政部の青木一浩・建設産業第一課長が、品確法の概要を中心に解説を行った。



### 平成17年度彩の国 建設産業構造改善推進の集い 品確法の理解深める

埼玉県建設産業構造改善推進協議会（会長・小沢隆県土整備部長）と埼玉県魅力ある建設事業推進協議会（CCI埼玉、会長・関根宏埼玉県建設業協会会長）は2月9日、平成17年度彩の国建設産業構造改善推進の集いを、さいたま市の埼玉県民健康センターで開催、建設関係団体、官公庁など約210人が参加した。

式典に先立ち、主催者を代表して小沢会長が、「建設産業の構造改革のため、不良不適格業者排除の徹底、入札契約の適正化の徹底、建設生産システムにおける合理化の推進、生産性の向上および経営革新の推進、優秀な人材確保・育成と安全対策などの推進の5つの目標を掲げ、官民一体の取り組みを進めている。活力と魅力ある産業として健全な発展を





主催者あいさつをする小沢部長

# 委員 理事会報告

## 通常総会の開催日程などを協議

### 平成17年度第3回理事会開催

遂げるため、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備が重要であり、引き続き協力をお願いしたい。一方、長引く不況の影響で、建設業者間の競争が激化し、品質の良い物を作ろうとする企業努力が損なわれることが懸念されている。これらを背景に昨年4月、品確法が施行され、県においても現在県版ガイドラインの策定に鋭意取り組んでいる。このような動きを受け、本日は公共工事の品質確保をテーマに講演を開くこととした。本日の集いが実り多きものとなり、建設産業の構造改善の一助となるよう期待する」とあいさつした。

今年で13回目を迎えた集いでは、関東地方整備局企画部技術調査課の牧角修建設専門官と、日本コンサルタントグループ建設産業システム研究所の中村秀樹氏の両名を講師に招き講演会が開催された。

牧角講師は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」について ①品確法制定の背景 ②品確法の概要 ③一般競争入札と総合評価方式の拡大 ④総合評価落札方式の仕組み—などを解説。また、中村講師は、「建設現場における品質確保の実践方法」として、①発注者（顧客）は現場に何を求めているか ②現場における品質確保の実践 ③現場の品質確保に必要な現場代理人能力—について講演を行った。

3月22日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で平成17年度第3回理事会が開催され、平成18年度通常総会の開催日程や、平成17年度事業実績・同収支決算見込みと新年度事業計画・同収支予算案について協議を行った。



会議の冒頭、島村会長はあいさつの中で「日銀の金融量的緩和の解除や政府の景気回復基調判断などが報じられているが、我々地域の中小建設産業は、国や公共団体の緊縮財政により建設投資が減少し、受注競争の激化、利益率の低下などにより厳しい経営環境が続く、経営体質の強化にそれぞれが大変苦心している」と、業界の現状を指摘した上で、「我々としては、このような時代の変化を真摯に受け止め、加盟団体との協調・協力関係を一層密にして諸課題の改善に努め、建設産業の活力再生と健全な元・下関係の構築に向けて積極的な事業展開を図っていきたい」と述べ、通常総会に向けた議案審議についての

協力を要請した。

#### [議 題]

#### 平成18年通常総会の開催日程などについて

通常総会については6月7日午後3時30分から建産連研修センター第1会議室で、懇親会は午後5時から建産連研修センター3階大ホールで開催するほか、開催方法、開催経費などの開催計画案について村松常務理事から説明を行い、承認された。

#### 平成17年度事業の実績（見込みを含む）

##### および平成18年度の事業計画について

事務局より平成17年度事業の実施結果および平成18年度事業計画案の概要について説明を受け、承認した。

#### 平成17年度収支決算見込みおよび

##### 平成18年度収支予算（試案）について

平成17年度予算の決算見込みと平成18年度収支予算案について説明を受け、特に異論なくこれを承認した。

#### [報告事項]

#### 平成18年新年賀詞交換会会計報告について

事務局より収支計算書の内訳について説明するとともに、会員団体の協力に対し感謝の意が述べられた。

### 建設生産システム合理化推進協議会 経営改善委員会

#### 合同会議で 全国活動状況・構造改善の 取組状況などを確認

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会と経営改善委員会の合同会議が3月9日、建産連研修センター第1会議室で開かれ、協議会の活動状況を報告するとともに、全国建産連の活動状況・構造改善事業の取組状況や、埼玉県の電子入札について勉強会を行った。

開会に先立ち、島村会長はあいさつの中で、取り巻く経済環境や法整備の流れを指摘した

後、「建設産業界は、経営基盤の強化、不良・不適格業者の排除、健全な元・下関係の構築など、建設産業全体の構造改善を推進し、建設産業の再生に向けた経営努力が重要な課題となっている。本日の会議が諸課題の解決のヒントとなり、より良い方向性を見出していきたい」と述べ、会議の成果に期待した。

引き続き佐野経営改善委員長も、「かつてない厳しい経営環境にある建設産業界の横断的課題克服と、当委員会の目的である経営改善の推進はそれぞれの団体・企業にとって喫緊の課題となっている。本日の議題は我々にとって常に把握しておくべき重要なもので、各団体企業にとって意義深いものとなることを期待する」とあいさつした。



#### [議 題]

#### 協議会の活動状況について

村松常務理事より、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の主な活動状況について説明、第20回協議会では、建設産業構造改善推進プログラム2004の説明や経営革新モデル事業の紹介をはじめ、埼玉県の電子入札について説明会が実施されたことなどが報告された。

#### 全国における建産連の活動状況について

全国建産連の浅利専務理事より、昨年12月に開催された「専門工事業部会の活動状況」について説明が行われた。

部会には、建産連傘下の測量、塗装、生コン、鉄筋、鉄構、管、空調、電業、基礎、電気など、専門工事業の23団体の長が出席、



国土交通省、建設業振興基金の各担当者を交えた中で、活発な議論が展開されたことが紹介された。

#### 最近における構造改善事業の取組状況について

建設業振興基金構造改善センターの畑田上席調査役が、平成16年6月に国土交通省が策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」を踏まえ、建設産業の構造改善を推進するため基金が実施している ①建設生産システムにおける合理化の推進 ②経営基盤の強化 ③情報提供および活用の促進 ④総合的な人材確保・育成 ⑤海外建設研修生の受け入れおよび研修の実施 ⑥建設産業の広報推進 ⑦調査・研究などの実施 ⑧構造改善事業の推進に係る助成一の各種事業の概略について説明を行った。

#### 埼玉県電子入札について

埼玉県総務部入札企画室の丸山主任が、①埼玉県電子入札共同システムの構成イメージ ②システムの特長 ③システム利用の現状 ④電子入札実施のスケジュール ⑤参加自治体の推移・予定 ⑥運用基準の補足 ⑦今後の予定一について概略説明を行った。

#### その他

昨年12月に県土整備部長より通知のあった「下請契約における代金支払いの適正化」について再確認した。



## 建産連ニュース第108号の発行について協議

広報委員会

1月25日正午から、建産連会館特別会議室で島村会長同席のもとに広報委員会を開催した。

#### 議題

##### 「建産連ニュース」第107号の発行について

このほど発行された1月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。



##### 「建産連ニュース」第108号の編集案について

4月に発行する第108号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

##### 平成18年カレンダーの処理経過について

配布先や配布数など、処理経過について事務局より説明を行了し了承された。

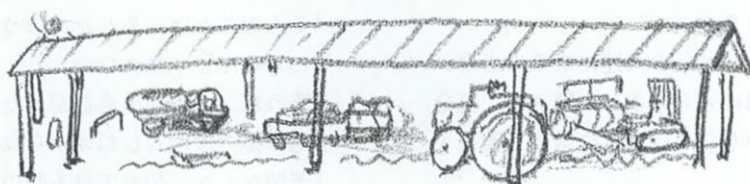
併せてポスターコンクールの審査結果について埼玉新聞に掲載し、県庁、建産連会館内にも作品を掲示、好評のうちに終了したことが報告された。

#### その他

次回委員会開催日を4月25日とすることを決めて閉会した。



## —— 土木現場は屋根がない ——



S.D.

## 土木の現場はお天気次第

今更言うまでもなく、土木の現場には屋根がありません。

このことは、一般の人はもとより、我々土木に係わる者にも意識されることがありません。

当たり前過ぎて何のことかと、不審に思う方もおられると思いますが、実はこれは大変なことなのです。

冷暖房など空調が発達した現在では、どんな職場でも著しく環境が向上いたしました。

それなのに、土木の現場では、雨が降れば、どんなに忙しくても、工事は休みになってしまいます。また、夏は炎天下の中、冬は寒風吹きすさぶ中、戸外で、それも衆人環視の中で作業を行わなければなりません。

最近の道路工事では、余程のことがない限り、交通止めができませんので、片側を通しながら工事をしなければなりません。

道路の片側しか使えないので、地元の商店街や一般の通行に迷惑をかけないように、交通整理や出入りなどの気配りが必要になります。また、建設材料の現場搬入などが大変に

なります。ですから、どうしても、一時的に通行を止める必要があり、短時間に手際よく工事を行うことが求められます。

炎天下の下で、こんな作業をするのですから、汗だくだくで、皆必死です。



こんな現場から役所に帰ると、夏は涼しく、冬は暖かく空調が効いているので、何か、現場の人に後ろめたい思いがいたします。

河川の工事は、水の少ない冬場に行うのが通常です。そうでなくても風通しのよいところなので、その寒さは経験者でないとわかりません。底冷えがひどく、体感温度がとても

低いところなのです。

ですから、一日、河川現場におりますと、手足が冷え切って、風呂に入ってもなかなか暖かくなりません。

そんな厳しい状況の中でも、沿道の人達や、川の付近に住む人達に迷惑をかけないようにしなければなりません。

## 皆が見ている土木の仕事

地元の建設会社では、長年工事を行ってきているので、沿道や沿川の人達と互いによく知り合っております。

そんな関係で、地元の人達に馴染みの薄い建設会社が工事に入りますと、警戒し、自分たちに迷惑がかからないように厳しく監視するようです。

困ったことに、どんな些細なことでも、発注元の役所に苦情を申し立てます。それはそうでしょう、見知った建設会社なら、現場の責任者も顔馴染みで言いやすいのですが、得体の知れない会社には直接言えないからです。

事実、用地交渉などにいきますと、「どこの建設会社がここの仕事をするんだね」と、よく聞かれます。

「発注は入札により行われるので、どこの会社がやるのかわかりません」と言いますと、「そんなら、会社が決まるまで、はんこうは押さぬい」と無理難題を言われます。

土地の協力が得られなければ工事の発注はできません。従って、工事を行う会社が決まるのはその後なので、前提が否定されてはどうしようもありません。

しかたがないので、「どんな会社が落札しても、皆さんに迷惑のかからないようにいたします」と、言っても「役所の人がつきっきりでいるなら」などと、なかなか納得いたしません。

「何かあったのですか?」と、聞きますと、「うーん、家の竹藪に余った生コンクリートを捨てられたんでね」

「あげくに、出入り口に車置かれて迷惑したんだ」

「地元の会社なら、親方（現場監督または現場代理人）も知ってるし、第一こんなことは絶対しねえからなあ」

「どの建設会社が工事を行っても、迷惑はかけないように万全を尽くしますから」

「この間、ひでえめにあった工事の前にも、役所の人そんなようなことを言ってたなあ」

「苦情はおっしゃらなかったんですか、何という会社ですか」

「そんなことは、あんたのほうで調べればすぐわかるんじゃないか」

「そうだ、この間の会社がまたやるんなら、土地の協力は絶対しねえからな」

「苦情なんか、初めて見る顔の者に言えるかい」と、交渉が難航いたします。

これらのことは、用地交渉日誌を通じて上司に報告されます。

すると、地元にも明るい上司がいたりすると、「あそこは、地元の建設会社が地域のためにも一生懸命やってるからなあ、雪が降ればふつたで、除雪に機械や人を出すし、地元の行事などにも色々世話をやくので、皆感謝してるんだ」

「しかし、用地交渉では建設会社の約束はできませんよ」

「そうだなあ、でも何とか収まるんじゃないかなあ」

「そんな呑気なこと言ってないで、一緒に土地所有者の所に行ってくれませんか」

「誰が行っても同じだよ、市川君が何とか説得するしかねえな」

そこで、どこの会社が工事をして、ご迷惑は絶対にかけないことを繰り返し繰り返し、また、粘って粘って、ようよう協力を取り付けます。

そんな時は、入札の結果がとても気になります。

地権者が望んでいる地元の建設会社が受注



すると、正直、ホッといたします。

考えてみると、このような人達が監視する中で、工事をするわけで、気苦労は計り知れないものがあります。その上、舗装でもしているときに、にわか雨でも降ってきたら、目も当てられません。これは「**段取り変え**」と言って、大変な作業になります。

こんな時、工事現場に屋根がかかっていれば、工事中断の悲哀はなくなるのです。

### 地域に溶け込む地元建設会社

河川工事であっても、河川付近の人達との関係は、工事を進める上ではとても重要なこととなります。

忘れもしない平成10年の集中豪雨の時のことです。3時間雨量160ミリというもの凄い雨が降り、そうでなくても断面の小さい不老川（新河岸川の支川）で、大洪水が発生し、堤防が支えきれず、破堤（堤防が壊れること）寸前になり、これの応急工事をしなければならなくなりました。

いつも水防活動に使わせて頂いている個人の庭が「絶対に通行させない」とのことで、トラブルが発生いたしました。誰が行っても頑として聞き入れてくれないのです。

現場は、不老川の最下流の新河岸川に流れ込む所で、付近は住宅が密集し、作業機械が入れる所はそこしかありません。

原因はどうか、地元の主だった建設会社が、不老川の工事に関わっていなかったことにあるらしいのです。

さっそく、所長の私が説得に向かいました。緊急事態だったからです。

「このままでは、お宅も一緒に流されてしまいますよ。何とか、通してもらえませんか」

「堤防が壊れるのを、俺のせいにするんか、こんな時のため、入り口を作ってあげばいい

んだ、いつもの建設会社しか通さねえことにしてるんだ、俺の家なんかつん流されたって構わねえ」

これには困りました。しかし、時間の猶予がありません。そこで、この方の言う建設会社に連絡をとりました。

記録的豪雨の真夜中に、不老川担当の親方がすぐに駆けつけてくれました。大雨警報などが発令されると、建設会社ではいつでも出動出来る体制を執っているからです。

「この人は、川越土木の所長さんなんだよ、若い時にも川越土木にいたことあって、昔から一緒に仕事してるんだ、こっちの者も我々の同業者で仲間なんだ。俺に免じて、お宅の庭通させてくんねえかね」と、親方が言いますと、地獄で仏に会ったように、ぱっと目を輝かして、

「すぐ、通ってもらって構わねえ、邪魔なものがあればかまわず好きなようにどかしてやってくん」それはホッとされて言いました。この時の光景は忘れられません。同時に、役所の無力さも味わいました。

早速、手配に駆け回りました。護岸の下がえぐられて堤防の表面が崩れ始めていたからです。



六角ブロック



荒上（荒川上流河川事務所）の所長さんに事情を説明し、越辺川出張所の資材置き場にある六脚ブロック（海岸の消波や護岸の根固めに使われるコンクリートブロック）の使用をお願いし、その足で、出張所に出向き、持ち出すブロックの大きさと個数を決めました。

出張所の職員と搬出方法を相談していると、すでに手配済みの建設会社が次々とやって参りました。積み込みは出張所の職員に頼んで、不老川にトンボ帰りをいたしますと、荒上の所長さんが凄いい照明施設を手配してくれて、現場は大雨の中にもかかわらず、煌々と光り輝いていて、真昼のようでした。

そこにはすでに、六脚ブロックを吊り下ろす重機が庭の真ん中に据え付けられておりました。ありがたいことに、地権者を説得してくれた親方も手伝っておりました。

こんな緊急時では、修羅場をくぐった親方は頼りになるからです。

えぐられた所には、ブロックを落とし込むだけでなく、生コンクリートをビニール製の土嚢に詰め込み、河床の凹みなどに突き込みました。

皆の必死な作業により、応急の処置が終わった頃には、すでに、夜が白々と明けており、雨も小止みとなっておりました。

地権者と親方にお礼を申し上げると、2人とも兄弟のように同時に頷きニコリといたしました。

この後、色々、お話を伺いますと、「いつも川の工事で庭を使わせてもらってる」ということで、盆暮れの挨拶はもとより、困ったことでもあると、すぐ飛んで行って相談相手になっているんだそうです。

話の様子では、親戚以上の付き合いをしているようでした。

後になって思い直して見ますと、洪水時の河川管理には、この方の言うように、緊急時河川導入路みたいなものが必要だったのではないかと、また、法律上は、河川の洪水危険性

から、強引に立ち入ることも出来るのでは、と、一瞬、思いましたが、まず、円満に協力をお願いをすることを先にしたことが良かったようです。私は、赴任したてで、よくわからなかったのですが、この庭の所有者には、河川改修で用地提供をお願いをしているところだったのです。危うくこじれるところでした。

いずれにいたしましても、道路や河川は、その周辺に住む人達の理解と協力がなければ改良できません。それには、通常からの付き合い（コミュニケーション）が必要なことをこの親方は教えてくれました。

### 信用が物を言う用地交渉

この例のように、長年にわたって積み重ねられてきた地元建設会社の誠意と努力が、用地取得の上で威力を発揮することも多くあります。しかし、逆に、不誠実なことをすると、苦情を申し立てない内気な人は、用地交渉の場で頑固になり難航の原因になります。

ですから、用地交渉を行いますと、建設会社の評判と評価がよくわかります。総じて言えることは、「どこの馬の骨かわからない建設会社が工事をすること」に警戒感を持つ土地所有者が多いようです。

工事検査の結果では、表彰の対象になった工事が、協力を頂いた地権者のブーイングで見送られたこともありました。庭木を無断で伐ったり、物置を傷めたりして、複数の地権者の所へ所長が謝りに行かねばならぬほどの騒ぎになったからです。

狭い現場で一生懸命工事をしてくれた建設会社には、残念な結果になりました。

その時も地権者に

「いつも良い仕事をしてくれる建設会社なんですよ、どんなことでも遠慮なく言ってくれば良かったんですがねえ」

「たしかに、真面目そうな会社だが、工事を終いにするときに何も挨拶なしに引き上げら

れちゃったんでな、こっちもびっくりしたんだよ、この辺の業者なら一回り挨拶してから引き上げるんだがなあ、工事をやってる忙しい時には悪いから言えねえんだよ、だから終わるまで待ってたんだよ、役所の人に言うのもどうかと思って親戚の県会議員に相談したんだ」



こんな相談まで持ちかけられる県議さんも大変ですが、表彰をふいにされた会社も気の毒でした。

このことから、何でも気がついたことがあれば、どんどん言ってくれた方が現場の責任者としてはやりやすいのです。言い換えれば、苦情はありがたい情報なのです。付近住民が沈黙している土木の現場は色々な意味で大変なんです。周りを囲って見えないようにして（本当は落下物など危険からの養生）行う建築工事がうらやましくなるほどです。

かつては、用地交渉を行う者と現場監督をする者が同じ土木の技術屋でした。

ですから、久しぶりに会った地権者から「前は、馴染みの方が工事現場によく現れたので、何でも言い易かった」と言われたことがあります。事実、工事にかかる前に、境界の立ち会いや説明会などでたびたび顔を合わせる機会が多く、まして、用地のお願いに何回もお宅にまで伺うので、建設会社が工事を始めるころは、すっかり顔馴染みになっていたからでしょう。

工事が行われる地域では、役所の人であれ、建設会社の人であれ、知った人がいることが安心なのです。ですから、気軽に声がかかります。

「うちの出入り口はどうなるのかな、高さを確かめたい」

「隣の境界、抜いちゃったんだけど大丈夫かな」

「裏庭に機械を置かしてくれって言うんだけど、どうかな」とか、現場に行くたびに、何かしら相談をかけられます。

しかし、今では、役所の職員は少なくなり、よほどのことでない限り、現場に行けなくなりました。

責任施工ということで、建設会社の人達がこんな対応までもしなければならなくなったのです。

用地交渉に行きますと、地権者はだいたい道路のそばに住んでおります。

「何回協力すればいいんだ！もう、6回目だ」とか、

「あんた、県の土木の人、この間は県の農林部の人に来て、土地とられたんだよ、去年は市の道路であらましとられたんだ。売りに出した覚えがねえのに、俺んちの土地ばかり目をつけるんだ」と、地権者もうんざりしています。

「それだけなら、まあ仕方がないんだが、その後は工事が控えてるんだよな」

「俺は、農業しかできねえ男なんだが、土地は減るし、工事で人が入ってくるんで仕事になんねえ、皆が『あんたは、役所の人や建設会社の人に知り合いがいるから言ってくれねえか』と俺ばかりあてにしてきて、苦情を言うんだ」

「自分で言えばいいことを、俺に言わせようとしてるんだ」

「俺は工事の苦情係じゃねえんだ、用地の人にそれを言うと『工事の者によく言っておき



ます』と、逃げられるんだよな」

「たしかに、いままで、色々建設会社の人とかかわったが、彼らは彼らなりに大変なんだよ、そんなことも知らねえで、勝手なことを言うやつもいて、正直、腹も立つこともあるんだ。だから、俺の知らねえ業者のことまで面倒見切れねえんだ」

こんな人達の監視の中で工事を無事に進めるには大変な気配りがいるのです。

小学校時代の友人にこんな話をいたしますと、

「土木の仕事は、もともと、そんなもんじゃねえのかな」

「儲かるから、やられるんじゃないの」と、あまり同情してくれないので、

「皆、サラリーマンで屋根の下で仕事してるからわからんだ」と、ため息をつきますと、

「どんな仕事だって、楽なものはないんだ」などと言います。そこで、

「真冬に、河原の中で机出して仕事してみろ

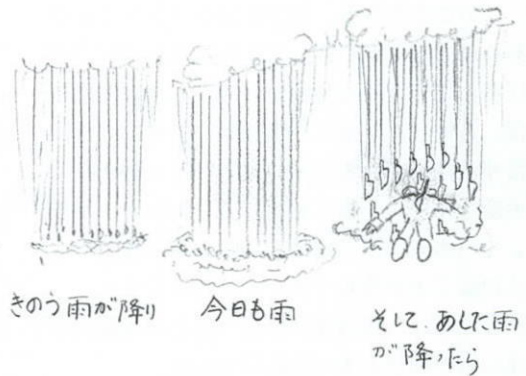
よ、それも強風の時にだ、炎天下に、車がいっぱい通ってる道路の真ん中に机出して仕事することもそうだ、実際やって見なくても、想像するだけでいいんだ、付け加えて、皆がじろじろ見てるんだ」

「なるほど、それは大変だなあ、雨でも降ってきたら、書類もパソコンもずぶ濡れだしなあ、俺、寒がりだから、とてももたんなあ」

「道路の中の工事も、そう言われてみると、大変だよなあ、考えてみると、命がけだよ、皆に見られてるってのもいやだしなあ」と、はじめて、理解をしてくれます。

「土方殺すに刃物はいらぬ、雨の3日も降ればよい」

日雇いの土木作業員の悲哀を示す言葉ですが、土木の現場が天候次第という厳しさを表現しております。ですから、工事が可能であれば、暑い寒いのなんて言ってもらえません。それにもかかわらず、建設工事の大変さが理解されないのはとても残念です。





# 告知板

## 彩の国景観賞 2005年 受賞作品

講評：彩の国景観賞審査委員会 委員長 馬場璋造

### Honda和光ビル [オフィスビル] 和光市

建築主 ● 本田技研工業株式会社  
設計者 ● 株式会社久米設計  
施工者 ● 株式会社竹中工務店

工場跡地をオフィスと研究所にしたものである。中央に大きくなだらかな緑の丘をつくり、左右に軽快なデザインのオフィス棟とヒューマンスケールの研究所を配している。緑の丘の上には楕円形の食堂棟があり、傾斜の下が駐車場になっている。その豊かなランドスケープは周辺環境からは借景ともなり、省エネへの配慮と併せ、すぐれた景観として結実している。



### 北本みなみ幼稚園 [幼稚園] 北本市

建築主 ● 学校法人柳瀬学園  
設計者 ● 一級建築士事務所 瑞木工房  
施工者 ● 株式会社島村工業

道路に面して広く前庭をとり、周辺環境に親しみ易さを与えている。低い木柵の塀越しに園内の緑や木々が望まれ、園児たちの活発な遊びの様子もうかがえる。緩やかに湾曲する園舎が奥に延び、円形の柔らかい屋根をもつ監視棟、マンサード屋根のポニーの小屋、黒い切妻屋根の記念室が適度の間隔で配置され、バラエティある景観が作り出されている。



### 草加市立病院 [病院] 草加市

建築主 ● 草加市立病院 事業管理者  
設計者 ● 株式会社久米設計  
施工者 ● 前田建設工業株式会社 北関東支店

周辺が住宅地であるため、地域のシンボルとして景観に配慮してつくられている。敷地は前面を大きく開け植栽を施し、建築は柔らかい色調の端正なデザインにより安心感を与え、病棟部分のV字型平面は周辺への圧迫感を軽減している。設備音の軽減にも努力している。低層棟の屋上は植栽されており、ウッドデッキとともにリハビリ空間として癒しの効果がある。



## 秩父吉田宿 旧武毛銀行本店

[資料館] 秩父市

建築主 ● 秩父市  
設計者 ● 株式会社都市建築研究所  
施工者 ● 株式会社笠原建設

かつてのまちの繁栄を象徴するレンガ造り2階建ての洋風建築を保存し、住民団体の会合や展覧会の場として活用している。こうした建築を保存活用することは、まちに歴史を重層させ、まちの深みを感じさせる役割を果たしている。こうしたまちの記憶は、そこに住む人々の誇りともなり、これからの町おこしに重要な役割を担っていくことになるに違いない。



たてもの・まちなみ部門

## 戸田市立芦原小学校

[小学校] 戸田市

建築主 ● 戸田市  
設計者 ● 有限会社小泉アトリエ  
施工者 ● 清水建設株式会社 関東支店 埼玉営業所

埼京線北戸田駅前の新開地につくられた小学校である。閉じながら開くというデザイン手法で、これからのまちづくりの先導的役割への期待にみごと応えている。外壁の小さな突起物は時間の移ろいを見せながら表情に柔らかさを与え、親しみやすさを演出している。緑化された屋上も地域住民とのつながりの役割を果たし、埼京線や新幹線からの景色としても目を惹く。



## 花まる歯科クリニック [歯科医院兼用住宅] さいたま市

建築主 ● 三木貴司  
設計者 ● 株式会社アライ設計  
施工者 ● 株式会社小田嶋工務店

住宅地のなかで道路から建物を後退させ、ゆったりした前庭はまちに視覚的なゆとりを与えている。コンクリート造の外観はスリットにして緩やかに湾曲し、リズムを与えている。診療室との隙間に設けられた緑がスリットから遠慮がちに顔をのぞかせ、内部の木製建具とともに暖かみを感じさせる。入口の赤い庇がアクセントカラーとして、デザインを引き締めている。





## 巾着田曼珠沙華公園 [公園] 日高市

事業者 ● 日高市

日高市高麗の緑と清流に囲まれた巾着田は、年間を通して多くの行楽客が訪れる場所である。とくに100万本の曼珠沙華（彼岸花）が咲き誇る初秋は圧巻で、樹林の下に真っ赤なじゅうたんを敷き詰めたような幻想的な風景が出現する。その期間だけで30万人が訪れるという。この貴重な景観を保存するため、2005年6月、特殊公園として条例設定がなされた。



## ちちぶ花銀行 花いっぱい作戦 [花の普及活動] 秩父市

活動団体 ● ちちぶ花銀行

秩父地域を花いっぱいにするという普及活動で、個人、青年会議所、まちづくり団体、自治体、学校などが連携して取り組んでいる。生産者から自治体への花の苗を提供する橋渡しをし、コンクールやイベントを開催するなど、花に関する幅広い活動を年間を通して行っている。補助金に頼らないこうした自主活動は、さらなる可能性を秘めているといえよう。



## 西中央公園 [公園] ふじみの市

事業者 ● 独立行政法人都市再生機構  
埼玉地域支社

東上線福岡駅に近い40年の歴史をもつ霞ヶ丘団地の建替えと、駅前再開発に合わせてつくられた、防災拠点ともなる公園である。広い芝生広場を中心に前の団地にあった樹木を移植して記憶の保存を図るとともに、周辺の各自治会が管理する花壇や、ピオトープ、楽しい遊具を設置した「遊具の広場」をつくるなどして、地域の新しい顔として親しまれている。





## 新座リバーサイド集会所

[集会所] 新座市

建築主 ● 新座リバーサイド住宅管理組合

完成後22年経つ新座リバーサイド団地の小さな集会所が、増改築されたものである。広々とした林に向かって集会所と明り庇のあるテラスが増設された。この完成によって居住者ボランティアの活動が活発になり、ふれあいランチパーティ、オープンカフェ、ミニコンサートなどが定期的開催されている。高齢化社会に向けての新たなコミュニティ・センターである。



## コンフォール東鳩ヶ谷と「住塚」

[団地] 鳩ヶ谷市

事業者 ● 独立行政法人都市再生機構  
埼玉地域支社

40年ほど前につくられた東鳩ヶ谷団地には、世界的彫刻家流政之氏のスケッチによるテーブル、スツール、水飲みなどがあつた。建替えに際しそれらをリメイクするとともに、けやきや武南ザクラを保存して周辺景観に寄与している。加えて思い出の品々を入れたタイムカプセルを埋め、その上に氏の指導によってワークショップで石の彫刻「住塚」がつけられた。



## ヒアシンスハウス [まちづくりの活動] さいたま市

活動団体 ● ヒアシンスハウスの会

早世した詩人で建築家の立原道造は、浦和・別所沼のほとりに週末別荘「ヒアシンスハウス」をつくることを夢見ていた。5坪ほどの小さな木造片流れ屋根の建物のために多くのスケッチを残した。そのスケッチに基づいて、有志が図り寄付を募って実現したものである。メタセコイアの木々に囲まれた別所沼の景観に彩りを添え、文化活動の発信地となっている。



## 関越道沿線の工業団地

企業局 分譲推進課

これまで建産連ニュースにおいて、埼玉県企業局の工業団地の紹介をさせていただきましたが、今回は関越道沿線にある工業団地についてお知らせします。どちらも残り1区画となっておりますので、お早めにご連絡ください。



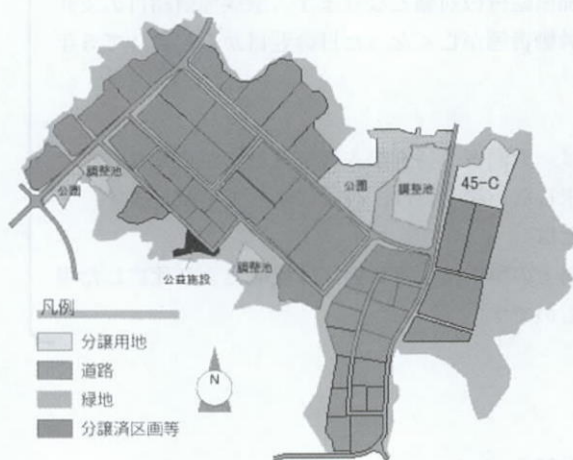
### 【川本春日丘工業団地】

- ・関越道嵐山小川I.C.から4.5 km
- 〃 花園I.C.から4.5 km
- ・秩父鉄道武川駅から2.5 km

#### ○7号区画

- ・面積 6,3789.92㎡ (19,296坪)
- ・単価 32,900円/㎡ (108,760円/坪)
- ・価格 2,098,688,368円

※企業局において現在分譲中の工業団地のなかで最も大きい区画です。



### 【嵐山花見台工業団地】

- ・関越道嵐山小川I.C.近接
- ・東武東上線武蔵嵐山駅から3.5 km

#### ○45-C号区画

- ・面積 22,842.73㎡ (6,910坪)
- ・単価 36,300円/㎡ (120,000円/坪)
- ・価格 829,191,099円

※嵐山小川インター直近

※上記以外の団地及び各種制度をお知りになりたい方は下記までお電話ください。

埼玉県企業局管理部分譲推進課 (048-830-7123)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>



# 石綿による健康被害の救済に関する法律が 制定されました

厚生労働省 労働基準局

## ■救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等<sup>※1</sup>にかかり、これにより死亡した方（以下「死亡労働者等」といいます。）<sup>※2</sup>の遺族であって、時効<sup>※3</sup>により労災保険法に基づく遺族補償給付<sup>※4</sup>の支給を受ける権利が消滅した方です。

### ※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

### ※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行（平成18年3月27日となる予定です。）の前日の5年前の日（平成13年3月26日）までに死亡した方をいいます。

注）平成13年3月27日以降に死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族の方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

### ※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者（特別加入者を含む）が亡なられた日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時効によって消滅します。

### ※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者（特別加入者を含む）が業務上の事由による負傷又は疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

## ■救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

### ●特別遺族年金

#### ①受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する方です。

- I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。
- II 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）  
以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでに該  
当すること。
- イ 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。  
以下同じ。）、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
- ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこ  
と。
- ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこ  
と又は55歳以上であること。
- ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、  
厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
- III 死亡労働者等の死亡の時から施行日（平成18年3月27日予定）までの間において、  
次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
- イ 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含  
む。）をしたこと。
- ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関  
係と同様の事情にある者を含む。）となったこと。
- ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
- ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了  
したこと（死亡労働者等の死亡の時から引き続きIIニの厚生労働省令で定める状  
態にあるときを除く。）。
- ホ IIニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄  
弟姉妹については、その事情がなくなったこと（夫、父母又は祖父母については、  
死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳  
に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、  
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死  
亡の当時55歳以上であったときを除く。）。

※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は  
主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡  
労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合も  
これに含まれます。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある  
状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。



## ②支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

請求を行う場合は、早めに手続を行ってください。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となります。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます)。

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

## ●特別遺族一時金

### ①受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- イ 施行日(平成18年3月27日予定)において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。
- ロ 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- イ 配偶者
- ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- ハ イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

一時金を受けるべき者の順位は、IIのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあつては、それぞれロ、ハに記載の順です。

### ②支給額

Iイの場合は、1,200万円

Iロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額を支給する予定です。

## ■請求期限

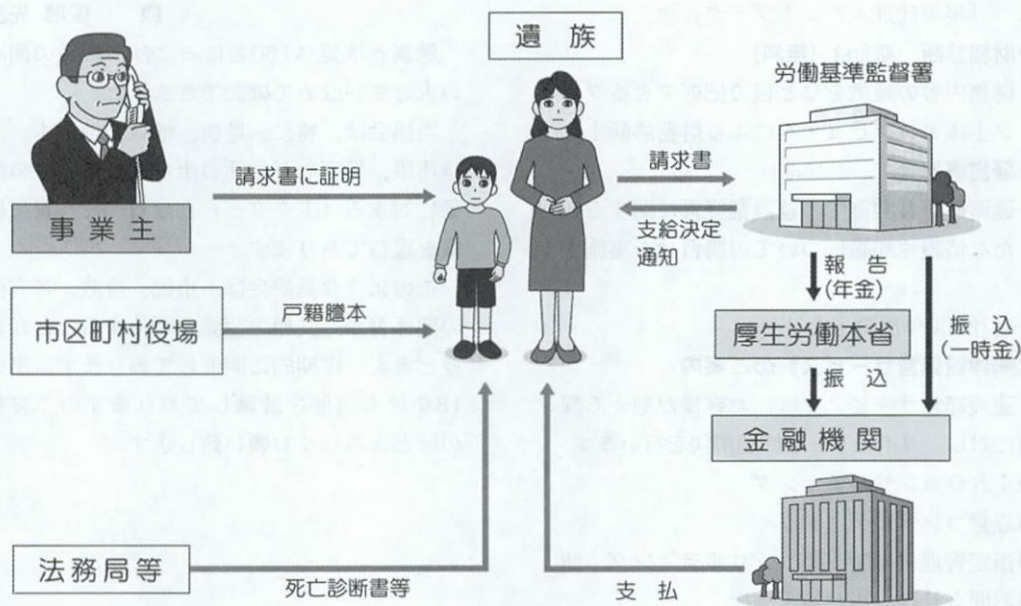
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、①施行日（平成18年3月27日予定）、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は③P4①I口により支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなければなりません。

## ■請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

※戸籍謄本は、施行日（平成18年3月27日予定）以降の日付で証明されたものを提出してください。





# 建産連 だより

東日本建設業保証(株) 埼玉支店  
保証会社によるサービス事業のご案内

当社では、様々なサービスで皆様の経営をサポートしています。ぜひご利用ください。

★経営参考小冊子 (無料)

経営に役立つ各種小冊子を多数ご用意!

「建設フレッシュマン心得」

「現場代理人ハンドブック」他

★財務診断 @first (無料)

財務内容の特徴をひと目で把握できるグラフ主体のコンピュータによる財務診断!

★経営講習会

建産連等と共催で、建設業経営に関する新たな情報や知識についての講習会を実施!

—当社100%出資子会社—

《(株)建設経営サービス》のご案内

建設経営サービスでは、お客様が抱える課題に対し、タイムリーな問題解決を行います。

- ISOコンサルティング
  - 経営コンサルティング
  - 指定管理者申請支援コンサルティング 他
- ※お問合せは、当社埼玉支店

(048-861-8885) までどうぞ

埼玉県地質調査業協会

「地盤災害」をテーマに技術講演会開催

平成18年2月7日(火) 埼玉教育会館におきまして、埼玉県地質調査業協会主催、埼玉県後援及び地盤工学会関東支部後援による技術講演会を開催致しました。

今回の技術講演会は、昨今の地盤に関する社会的な出来事・問題から、「地盤災害」を

テーマに掲げ、その分野でご活躍されている著名な諸先生にご講演を頂きました。

演題1:「首都圏の地下水利用と地盤沈下

—その経緯と課題—

千葉大学 名誉教授 (株)日さく顧問

新藤 静夫 先生

演題2:「首都圏直下地震に対する地盤工学からの提言について」

中央大学 理工学部 教授

國生 剛治 先生

演題3:「豪雨災害とその対策について」

国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所 副所長

原 俊彦 先生

聴講者は延べ150名におよび、皆様の関心の大きさが改めて確認できました。

当協会は、特に、地盤、地質、地下水、土壌汚染、災害など生活の土台となる諸々の事象に対する「ドクター」となるべく、常に研鑽を重ねております。

このような講演会は、市民、行政、各方面の関係者が、共通の認識を所持することが重要と考え、定期的に開催しております。平成18年度も開催を計画しておりますので参加のほどよろしくお願い致します。



# 連合会日誌

- 1月17日 (社)情報通信設備協会埼玉県支部新年賀詞交歓会(清水園)に村松常務理事出席
- 1月18日 全国建産連正副会長会議及び理事会・評議員会(東海大学校友会館)に正副会長等出席
- 1月20日 埼玉県電気工事工業組合新年懇親会(清水園)に村松常務理事出席
- 1月24日 第16回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会(埼玉会館)に島村会長出席
- 1月25日 **広報委員会**  
建産連ニュース第107号の発行、第108号編集案、平成18年カレンダーの処理経過等について協議
- 1月31日 彩の国みどりの団体合同賀詞交歓会(ロイヤルバインスホテル)に島村会長出席
- 2月9日 平成17年度彩の国建設産業構造改善推進の集い(県民健康センター)に出席
- 2月10日 (社)埼玉建築設計監理協会35周年記念式典・祝賀会(浦和東武ホテル)に村松常務理事出席
- 2月2日 **講習会**  
建設業の適正取引に関する講習会  
「独占禁止法の遵守について」  
講師：宮崎 紀男 氏  
「建設業をめぐる最近の話題について」  
講師：青木 一浩 氏  
於：埼玉建産連研修センター 3階 大ホール  
(社)埼玉県建設業協会・(財)建設業適正取引推進機構との共催  
受講者総数210人
- 3月9日 **埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議**  
構造改善事業の取組状況、埼玉県の電子入札等について協議
- 3月14日 全国建産連総務・広報・構造改善対策委員会合同会議(建設業振興基金)に島村会長出席
- 3月18日 横田充穂氏叙勲受章記念祝賀会(パレスホテル大宮)に島村会長出席
- 3月22日 **正副会長会議**  
理事会付議事項について事前協議  
**理事会**  
平成18年度通常総会の開催日程、平成17年度事業実施計画の実績(見込含む)及び平成18年度事業計画(案)、平成17年度収支決算見込及び平成18年度収支予算(試案)等について協議
- 3月28日 平成17年度第1回ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会(さいたま商工会議所)に村松常務理事出席
- 3月29日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会(プリムローズ有朋)に島村会長出席



□全国ネットの調査網による物価本

## 月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

■毎月配本 37,200円 (税込・千共)

(1冊あたり3,100円)

■B5判/約1,000ページ

一部定価 3,799円 (税込)

□土木工事市場単価情報誌

## 季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工費費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

■年4回配本 12,000円 (税込・千共)

(1冊あたり3,000円)

■B5判/約410ページ

一部定価 3,400円 (税込)

□建築と設備工事の情報誌

## 季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価29工種掲載。標準施工単価は68工種を掲載。2006年春号より改修工事が11工種になりました。

年間購読料

■年4回配本 15,800円 (税込・千共)

(1冊あたり3,950円)

■B5判/約880ページ

一部定価 4,600円 (税込)

写真で見る土木工事の施工手順

17年8月発行

## 改訂4版 土木施工の実際と解説

■A4版オールカラー/約640ページ/定価13,650円(税込)

本書は、「国土交通省土木工事標準歩掛」の公表工種に準拠した土木工事の施工法について、施工手順のフロー、施工機種の選定、工程ごとの施工写真、図面、イラスト等を収録し、施工実態を平易に解説したものです。

建設機械施工技術検定試験受験準備講習会サブテキスト

18年2月発行

## 平成18年度版 建設機械施工技術検定問題集

■B5版/約800ページ/定価4,830円(税込)

1級、2級建設機械施工技術検定試験の出題傾向に準じて編集しております。過去出題された、四肢択一式・記述式問題に応じた模範解答を用意しました。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>  
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル  
☎(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301  
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111  
 会長 島村 治作

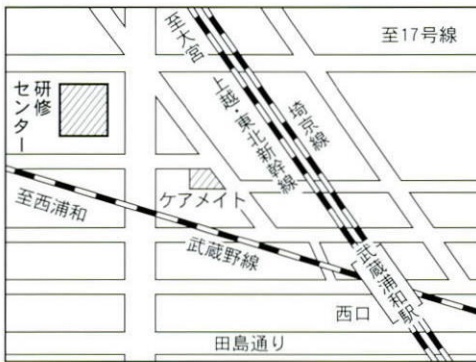
(平成18年4月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 浪内 豊代	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 仲村 一夫	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充徳	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充徳	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本舗償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------





## 埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7  
 【電話】048-861-4311  
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、  
 和室、レストラン、喫茶ルーム  
 【開館時間】午前9時～午後5時

### 建産連ニュース 第108号

平成18年4月15日発行

発行 観 埼玉県建設産業団体連合会  
 企画・編集 広 報 委 員 会  
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号  
 電話 048-866-4301  
 FAX 048-866-9111  
 印刷 〒350-1123 川越市勝田本町25-14  
 六三四堂印刷株式会社

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月